

令和4年9月21日

職 員 各 位

市 長

令和5年度予算編成方針（通知）

本市の財政状況のうち、歳入面では、人口減少の影響を受けるなど、普通交付税の基礎数値の変動による減収のほか、市税では、地価の下落に加え、物価・資源価格の高騰などの影響により固定資産税が伸び悩んでおり、令和5年度以降も一般財源の減少が続く見通しである。

一方、歳出面では、国において、「新しい資本主義」の実現に向け、成長分野における重点投資や社会課題解決などの取組が掲げられており、本市においても、限られた財源の中、人への投資、デジタル化、脱炭素社会などの新たな事業を着実に進めていく必要があると同時に、持続可能な財政運営を続けていくための既存事業の取捨選択など、歳出抑制の取組が必要な状況が差し迫ってきている。

このような環境の変化の中においても、令和4年度から始動した「第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略」のもと、「森林から創まる地域創生」をテーマに、最重要課題である人口減少対策をはじめ、20年・30年先を見据えた「宍粟市風景ビジョン」における風景づくりを意識し、本市が進める木育の視点を取り入れた特色あるまちづくり、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中でも、SDGsの視点である持続可能な社会をつくる17の目標と「誰一人取り残さない」という理念のもと、誰もが人や社会と繋がり、支えあえる地域づくりを進めていかなければならない。

以上により、令和5年度予算は、次の基本方針に基づき編成することとする。

（1）新たな環境の変化に対応するための事業の推進

（2）「木育」の視点を取り入れ、森林の恩恵を生かした取組の推進

予算編成の基本的事項

(1) 全体事項

- ア 予算編成方法は、「部局別一般財源枠配分方式」により行う。
- イ 年度内に予測される全ての収入・支出を漏れなく計上した通年予算とし、制度改正、災害等による緊急かつやむを得ないもの以外は予算の補正は行わない方針であること。

(2) 地域創生、木育推進方針に関する事項

- ア 「宍粟市木育推進方針」に掲げる「SDGsの視点」、「木育の視点」をもって既存事業の整理や新たな事業の提案、関係人口の創出につながる事業などを積極的に提案すること。
- イ 人への投資、デジタルトランスフォーメーション(DX)、グリーントランスフォーメーション(GX)などを意識し、既存事業に社会課題の解決に向けた事業を付加するなど、時代に即した事業を提案、展開すること。
- ウ コロナ禍において顕在化した社会課題の解消のため実施すべきものは、特定財源を活用するほか、各所管部局の予算枠の中で必要な予算を要求すること。

(3) 歳入に関する事項

- ア 国・県補助金や地方財政措置の動向には十分留意し、情報収集に努めること。
- イ 市債については、将来負担を考慮した適切な発行額とし、償還額を上回らない範囲とすること。
- ウ 歳入確保対策として、先進事例などを参考に既存の手法を見直すなど、所管事務事業に関連した新たな財源の確保に向けた取組を積極的に提案すること。

(4) 歳出に関する事項

- ア 決算において多額の不用額が出ている事業があることから、前年度決算額、予算執行率を適正に反映して、過大な要求にならないよう必要額を精査すること。
- イ 経常的な内部事務経費については、徹底的な合理化と創意工夫により、一層の削減を図ること。
- ウ 事業経費については、中長期的な視野に立ち、公費投入の必要がある分野・事業を的確に見極めるとともに、持続可能な事業規模を検討し適正化を図ること。
- エ 新規・拡充事業については、国・県補助金などの特定財源はもとより、一般財源についても事業の精査などにより確実に財源の見通しを立てること。